

## 鳥取県告示第 233 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 3 月 13 日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町印賀字御崎広ノ下モ197の1、198の1、字池火ヶ谷199、字池火ヶ谷左平200の1、字突廻シ201の1、字下モ鉦山208の22、字吉ヶ谷山210の1、210の3、211の1、211の2、211の5、212の1、212の5、字立石山590の1、590の9、590の45から590の55まで、590の59、592の1、592の12から592の38まで、592の64、菅沢字八上ミ谷566、字徳四郎家ノ上568、569、字権現谷570の1、571の1、572、573の1、字山根家ノ上へ1434、1435の1、1435の2、字御崎谷1438の1、1438の2、1439の1、1439の2、1440の1、1440の2、字中村林1972の1、1972の2、字向ノ谷1977、1978、1979の1、1979の2、1981、1982、字秋原林2093の5から2093の7まで、2093の11から2093の13まで、2093の17、2093の19から2093の25まで、2093の31、2093の40、字呼子山2097の2から2097の4まで、2097の29から2097の31まで、2103の1、2103の14から2103の17まで、2104の1から2104の7まで、2104の9から2104の12まで、佐木谷字焼鉦奥山1040

### 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

### 3 変更後の指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)